



2006年11月21日

各 位

会 社 名 コニカミノルタホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表執行役社長 太田 義勝
(コード番号 4902 東証・大証第1部)
問 合 せ 先 広報宣伝部長 小林 右樹
TEL (03)6250-2100

2009年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債及び 2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、「2009年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債」額面総額300億円及び「2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」額面総額400億円(以下「本件新株予約権付社債」と総称する。)額面総額合計700億円の発行を決定いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

【本件新株予約権付社債発行の背景:当社の経営戦略】

当社は、「新しい価値の創造」を経営理念に掲げ、イメージングの入出力領域で新たな感動を創造する革新的な企業グループを目指しグローバルに事業を展開しています。この理念に基づき、当社は平成18年5月に中期経営計画<FORWARD 08>を策定し、『グループ総力をあげての成長を図り、新たな事業付加価値の増大を目指す』ことを最重要テーマとして、情報機器事業及びオプト事業を中心にこれら重点事業分野における事業拡大に取り組んでいます。

情報機器事業では、急速な市場成長が見込まれるカラーMFP(多機能複写機)やデジタル印刷機分野に経営資源を集中し、昨年は中国(無錫市)において機器組立工場を、また本年は長野県(辰野町)に重合法トナーの生産工場を建設する等、これまで積極的に設備増強を行ってきました。今後は、カラー領域、高速領域における更なる事業基盤の拡大を目指し、ソリューション対応を含めたハード・ソフトの開発強化、及び当社が強い販売基盤をもつ欧米市場に重点を置いて販売体制の更なる強化に取り組んでまいります。

オプト事業では、需要拡大が続く液晶偏光板用保護フィルム(TACフィルム)やガラス製ハードディスク基板等を中心として生産設備の拡充をタイムリーに行ってきました。今後はこれらの製品に加えて、BD(ブルーレイディスク)やHD-DVDなど次世代DVD製品向け光ピックアップレンズやカメラ付携帯電話用の光学コンポーネント等の分野においても更なる需要拡大に向けた設備増強に取り組んでまいります。

一方、本年1月の取締役会において事業終了を決定したフォトイメージング事業につきましては、平成19年9月末までに全ての事業活動を終了する計画に沿って、国内外の当社グループ各社において大規模な構造改革を進めております。

このように、当社は内外の厳しい経営環境の変化に対処しつつ、事業の「選択と集中」の徹底によって、当社グループ企業価値並びに株主価値の一層の向上を目指しております。当社グループが中期経営計画<FORWARD 08>の遂行を通してグローバル競争に勝ち抜き持続的成長を実現していくためには、自己資本の充実による財務体質の強化が不可欠と考え、今般、本件新株予約権付社債の発行の決定に至りました。

【調達資金の使途】

今回の調達資金は、当社グループの将来成長へ向けて事業競争力の更なる強化に取り組む情報機器事業及びオプト事業を中心とする重点事業分野における設備投資など旺盛な資金需要に活用するとともに、一部資金を社債償還資金に充当する予定であります。

ご注意:本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行いません。また、本報道発表文によって、米国を含むいかなる地域における証券の募集を行うものでもありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【本件新株予約権付社債を発行するに当たっての当社の狙い】

本件新株予約権付社債は、中長期的な金利上昇が予想される中で、ゼロ・クーポンとすることで資金調達コストの最小化による金融収支の改善を図っています。

2009年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債には、当該新株予約権付社債に取得条項を設定することで、中期計画<FORWARD 08>による事業拡大を目指す中で機動的に自己資本増強を図ることを可能としています。

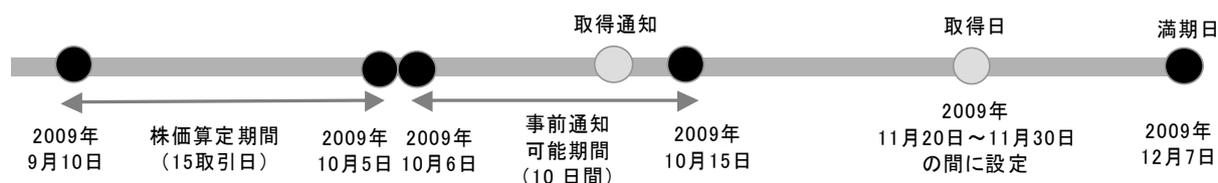
一方の2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債につきましては、時価を大幅に上回る転換価額の設定に加え、当初三年間120%転換制限条項を付与することで、希薄化抑制を重視した設計となっております。

【株式・現金交付型取得条項について】

2009年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債には、会社法に基づき、株価が転換価額を下回った場合に、当社の選択により当社普通株式と現金の組み合わせを対価に当該新株予約権付社債を取得できる条項が付与されております。本株式・現金交付型取得条項は、資本の拡充と現金償還額の圧縮(リファイナンスリスクの低減)という当社ニーズに対応するものであります。

具体的には、2009年9月10日から10月5日(株価算定期間)における当社株式のVWAP(売買高加重平均株価)の平均値が10月5日において有効な転換価額を下回る場合に、当社の選択により投資家に対して事前通知のうえ残存する当該新株予約権付社債の全部を取得することができます。

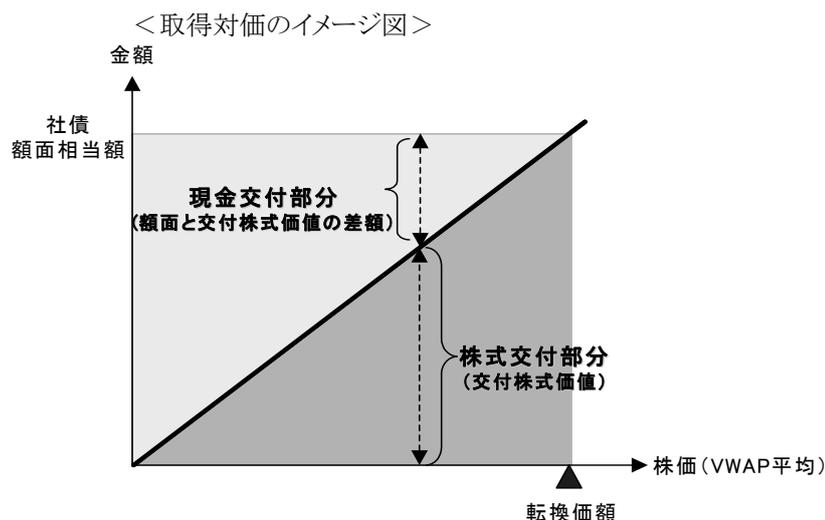
<株式・現金交付型取得条項のスケジュール概要>



なお、本株式・現金交付型取得条項が発動された場合に当該新株予約権付社債の取得に際して投資家に交付される対価は、以下のような株式及び現金の組み合わせとなります。

株式: 当該新株予約権が有効な転換価額で行使された場合に交付される数の当社普通株式(但し、単元株式に限りませぬ。)

現金: 取得される当該新株予約権付社債の額面金額合計 - 交付株式価値(*1)相当額
(*1) 交付株式価値: 交付株式数 × 2009年9月10日から10月5日におけるVWAPの平均値



当該新株予約権付社債の投資家は、(i) 株価が転換価額を上回る場合は、満期日における現金償還を選

ご注意: 本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行いません。また、本報道発表文によって、米国を含むいかなる地域における証券の募集を行うものでもありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ませぬ。米国における証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われませぬ。

扱せず、新株予約権を行使することで株価上昇による値上がり益を享受することが期待でき、また、(ii) 株価が転換価額を下回り、かつ、当社の選択により本株式・現金交付型取得条項が行使された場合(*2)は、額面金額と同等の対価として上記に定義される株式と現金の組み合わせを受け取ることになります。従って、株価が転換価額を下回る場合でも当社は本株式・現金交付型取得条項の行使により、投資家に対しては従来の額面金額による償還と同様の経済的効果を与えつつ、資本増強を図ることが可能となります。

(*2) 株価が転換価額を下回る場合でも、当社の選択により本条項を行使しない場合があります。その場合、満期日において額面金額にて現金による償還となります。

記

I. 2009年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債

1 種類

当社が Union Bank of California N.A. (以下「受託会社」という。)との間で 2006 年 12 月 7 日(予定)(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)付をもって締結する信託証書(以下「信託証書」という。)に基づき発行する 2009 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下 I. において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

2 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、無記名式の新株予約権付社債券(以下 I. において「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとし、本新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。

3 本新株予約権付社債券の数

発行する本新株予約権付社債券の数は 6,000 枚とし、各本新株予約権付社債につき 1 枚の本新株予約権付社債券を発行する。なお、最終券面を発行するまで、本新株予約権付社債の総額を表章する大券 1 枚を発行する。また、代替新株予約権付社債券(本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下 I. において同じ。)を発行することがある。

4 本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)

本社債の額面金額の 103.5%

5 本社債に関する事項

(1) 本社債の総額

30,000,000,000 円と代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額との合計額

(2) 各本社債の額面金額

5,000,000 円。なお、上記 3 記載の大券の場合は、当該大券が表章する本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額とする。

(3) 本社債の払込金額

本社債の額面金額の 101.0%

(4) 本社債の払込期日及び発行日

2006 年 12 月 7 日(ロンドン時間、以下 I. において別段の表示がない限り同じ。)

(5) 本社債の満期償還

2009 年 12 月 7 日(償還期限)に本社債の額面金額の 100%の価額で償還する。

(6) 本社債の繰上償還

(イ) 120%コールオプション条項による繰上償還

当社普通株式の終値が、30 連続取引日にわたり、各当該取引日に有効な転換価額(下記 6(6)に定める。)の 120%以上であった場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、当該 30 連続取引日の末日から 30 日以内に、繰上償還期日に先立つ 30 日以上 60 日以内の事前の通知をいたううえで、2008 年 12 月 5 日以降 2009 年 12 月 4 日までの間において残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の 100%の価額で繰上償還することができる。

ご注意:本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行いません。また、本報道発表文によって、米国を含むいかなる地域における証券の募集を行うものでもありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(ロ) クリーンアップ条項による繰上償還

本項の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、繰上償還期日に先立つ 30 日以上 60 日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の 100%の価額で繰上償還することができる。

(ハ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記 7(1)記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合には、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、繰上償還期日に先立つ 30 日以上 60 日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の 100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の 90 日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該繰上償還期日の 20 日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該繰上償還期日後の当該本社債に関する支払につき下記 7(1)記載の追加額の支払義務を負わず、当該繰上償還期日後の当該本社債に関する支払は、下記 7(1)記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

(ニ) 当社が組織再編等を行う場合の繰上償還

当社が、組織再編等(以下に定義する。)を行う場合、当社は、本新株予約権付社債の要項に定める一定の条件を満たす場合には、本新株予約権付社債権者に対して、繰上償還期日に先立つ 14 日以上 30 日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債(又は本新株予約権付社債権者に提案された同等の経済的利益を与えるスキームについてすべての本新株予約権付社債権者の承認若しくは社債権者集会の特別決議が得られなかった場合には、残存本社債のうち当該承認若しくは特別決議が得られなかった部分)の全部(一部は不可)を、その額面金額に対する下記の割合で表示される価額で繰上償還することができる。

2006 年 12 月 7 日から 2007 年 12 月 6 日まで 102%

2007 年 12 月 7 日から 2008 年 12 月 6 日まで 101%

2008 年 12 月 7 日から 2009 年 12 月 6 日まで 100%

「組織再編等」とは、(i)合併(新設合併又は当社が存続会社とならない吸収合併で、当該合併が当社の株主総会で承認された場合をいう。以下 I. において同じ。)、(ii)資産譲渡(本新株予約権付社債に基づく当社の義務がその条件に従って相手先に移転される当社の財産の全部又はこれと同視しうる財産の売却又は移転で、当該資産譲渡が当社の株主総会で承認された場合をいう。)、(iii)会社分割(本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される当社の新設分割又は吸収分割で、当該会社分割が当社の株主総会で承認された場合をいう。)、(iv)株式交換又は株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転で、当該株式交換又は株式移転が当社の株主総会で承認された場合をいう。以下 I. において同じ。)、並びに(v)その他の日本法上の会社再編手続きで、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものを総称していうものとする(以下 I. において同じ。)。なお、上記(i)乃至(iv)については、株主総会決議が不要の場合は、当該行為に関する取締役会決議がなされた場合をいうものとする。

(7) 償還の場所

下記 5(11)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人の所定の営業所において支払う。

(8) 当社による本新株予約権付社債の取得

当社は、2009 年 9 月 10 日から 2009 年 10 月 5 日まで(以下「株価算定期間」という。)の VWAP 取引日(以下に定義する。)における株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)又は当社普通株式が東京証券取引所に上場していない場合には、当社普通株式が上場し、相場が形成され、若しくは取引されるその他の主要な証券取引所又は証券市場(以下「関係証券取引所」と総称する。)における当社普通株式の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の平均値(以下「算定株価」という。)が 2009 年 10 月 5 日における新株予約権の有効な転換価額(下記 6(6)に定める。)を下回る場

ご注意:本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行いません。また、本報道発表文によって、米国を含むいかなる地域における証券の募集を行うものでもありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

合、2009年10月6日以降2009年10月15日までの間に、本新株予約権付社債権者に対して、取得日(以下に定義する。)現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得する旨を通知(以下「取得通知」という。)することができる。この場合、当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産(以下に定義する。)を交付する。但し、当社による本項に基づく本新株予約権付社債の取得は当社普通株式が取得日において関係証券取引所に上場していることを条件とする。「VWAP 取引日」とは、関係証券取引所が営業を行っている日(但し、関係証券取引所が VWAP を公表しなかった日を除く。)をいう。「取得日」とは、2009年11月20日から2009年11月30日までの間における取得通知において定められた当社が残存する本新株予約権付社債の全部を取得する日をいう。「交付財産」とは、本新株予約権付社債につき、取得日に先立つ5日以上14日以内の当社が指定する日(以下「決定日」という。)において新株予約権を行使する場合に得られたであろう数の当社普通株式(但し、単元株式に限る。)、及び本社債の額面総額からかかる株式数に算定株価を乗じて得られる額を減じた額(正の数値である場合に限る。)に相当する現金をいう。

(9) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有し、転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有し、転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(10) 本社債の利率並びに利息支払の方法及び期限

本社債に利息は付さない。

(11) 本新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

株式会社三菱東京 UFJ 銀行ロンドン支店(英文名称 The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd., London Branch)(主支払・新株予約権行使請求受付代理人)

(12) 本社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(13) 期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存する本社債の全部について、その額面金額に遅延損害金を付して、直ちに償還しなければならない。

6 本新株予約権に関する事項

(1) 発行する本新株予約権の総数

6,000 個と代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を 5,000,000 円で除した個数との合計数

(2) 本社債に付する本新株予約権の数

本社債に付する本新株予約権の数は、本社債の額面金額 5,000,000 円につき 1 個とする。

(3) 本新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 本新株予約権の割当日

2006年12月7日

(5) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(イ) 種類

当社普通株式

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記 6(6)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

ご注意:本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行いません。また、本報道発表文によって、米国を含むいかなる地域における証券の募集を行うものでもありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (ロ) 転換価額は、当初、当社の代表執行役社長が、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と下記 10 記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約証書の締結直前の東京証券取引所における当社普通株式の終値に 1.15 を乗じた額を下回ってはならない。
- (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (7) 本新株予約権を行使することができる期間
2006年12月21日から2009年12月1日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①上記5(6)記載の本社債の繰上償還がなされる場合(上記5(6)(ハ)記載の本社債の繰上償還の場合には、本新株予約権付社債権者が当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債について繰上償還を受けないことを選択しない場合は、繰上償還期日の3東京営業日(以下に定義する。)前の日まで、②上記5(9)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、当社が本社債を消却する時まで、また③上記5(13)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2009年12月1日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできず、また、当社の組織再編等を行うために必要な場合、それらの効力発生日から14日後の日の前日までに終了する30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。さらに、上記5(8)記載の当社による本新株予約権付社債の取得の場合、決定日から取得日までの間は、本新株予約権を行使することはできない。
- なお、「東京営業日」は、商業銀行及び外国為替市場が東京において営業を行っている日(土曜日、日曜日、東京において祝祭日と定められた日及び銀行が法令によって東京において営業を行わないよう義務付けられ、又は営業を行わないことができると定められた日を除く。)をいう。
- (8) その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
- (9) 本新株予約権の行使の効力
上記5(11)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託され、かつ、その他行使請求に必要な条件が満足された日の午後11時59分(ロンドン時間)(日本時間では翌暦日)に、本新株予約権の行使の請求があったものとみなされ、本新株予約権の行使の効力が発生する。
- (10) 本新株予約権の行使により発生する単元未満株式の買取
本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、当社は会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
- (11) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (12) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付
(イ) 当社が組織再編等を行う場合、(i)その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を

ご注意:本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行いません。また、本報道発表文によって、米国を含むいかなる地域における証券の募集を行うものでもありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

考慮した結果)法律上実行可能であり、(ii)その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、さらに(必要な場合において)受託会社が既に合意しているか又は合意できる場合であり、かつ(iii)その全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等(以下に定義する。)に生じさせることなく実行可能であるときは、当社は、承継会社等をして、本社債の債務者とするための本新株予約権付社債の要項及び信託証書に定める措置及び本新株予約権に代わる新たな新株予約権の交付をさせる最善の努力をしなければならない。「承継会社等」とは、組織再編等(株式交換又は株式移転を除く。)における相手方であって本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社並びに株式交換又は株式移転の場合における当社の親会社となる会社を総称するというものとする。

(ロ) 上記 6(12)(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

①新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

②新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記 6(6)(ハ)と同様な調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等の際に承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 合併、株式交換及び株式移転を除く組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された社債を出資するものとし、当該社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日又は当該効力発生日よりも後に上記 6(12)(イ)若しくは下記 6(12)(ハ)に定める一定の措置の効力が生じる場合には、当該措置の効力発生日から、上記 6(7)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様な取り扱いを行う。

⑨その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は社債と分離して譲渡できない。

ご注意:本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行いません。また、本報道発表文によって、米国を含むいかなる地域における証券の募集を行うものでもありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(ハ) 当社は、上記 6(12)(イ)に定める事項が、(i) (法律の公的若しくは司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上可能でないか、(ii)その実行のための仕組みが構築されておらず、若しくは構築可能でないか、又は、(必要な場合において)受託会社がこれについて合意していないか、又は(iii)その全体において当社が不合理であると判断する費用若しくは支出(租税負担を含む。)を当社若しくは承継会社等に生じさせることなく実行できないことを受託会社に証明した場合で、(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上及び実務上それが可能である場合には、本新株予約権付社債権者に対し、その保有していた本新株予約権付社債と同等の経済的利益を提供することを企図したスキームの申し出を行い、及び/又は承継会社等をしてかかる申し出を行わせるものとする。なお、当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等に生じさせず、(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上及び実務上可能である場合には、当社は、かかる経済的利益の一部として、上記 6(12)(ロ)に定める新株予約権を承継会社等に交付させる最善の努力をしなければならない。

7 特約

(1) 追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合には、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(2) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社(本新株予約権付社債の要項に定義される。以下同じ。)は、(イ)外債(以下に定義する。)に関する支払、(ロ)外債に関する保証に基づく支払又は(ハ)外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の所持人のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、(a)かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を受託会社の満足する形で本新株予約権付社債にも同時に付す場合又は(b)受託会社はその完全な裁量の下で本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でないかと判断するか、又は本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認されたその他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも同時に付す場合は、この限りでない。

本項において、「外債」とは、期間1年超の社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する証券のうち、(i)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建てその額面総額の過半が当社又は当社の主要子会社により若しくは当社又は当社の当該主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ(ii)日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

8 準拠法

英国法

9 発行場所

連合王国ロンドン市

10 募集方法

Daiwa Securities SMBC Europe Limited、Mitsubishi UFJ Securities International plc 及びその他の幹事引受会社(以下 I . において「幹事引受会社」と総称する。)の総額買取引受けによる欧州を中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。但し、海外募集における買付けの申込は条件決定日の午後 11 時まで(ロンドン時間。日本時間は条件決定日の翌日の午前 8 時まで)とするので安定操作取引は行われな

11 上場

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

12 本新株予約権に係るカストディアン

Union Bank of California N.A.

13 発行可能株式総数の留保

ご注意:本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行いません。また、本報道発表文によって、米国を含むいかなる地域における証券の募集を行うものでもありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

当社は、未行使の本新株予約権の全部が行使された場合に発行される可能性のある株式数を常時当社の発行可能株式総数から発行済株式(自己株式を除く。)の総数を控除して得た数の中に留保する。

14 幹事引受会社の対価

幹事引受会社に対して引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)と幹事引受会社が当社に払い込む金額である本新株予約権付社債の払込金額の差額を幹事引受会社の対価とする。

15 資金の使途

本新株予約権付社債の新規発行による手取金は、2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に係る手取金と合わせて、設備投資及び既存社債の償還資金に充当する予定である。

16 その他

本新株予約権付社債の募集及び発行は、未決定事項の決定並びに日本その他関係諸国における各種の法令に基づく届出及び許認可の取得を条件とする。

II. 2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

1 種類

当社が Union Bank of California N.A. (以下「受託会社」という。)との間で 2006 年 12 月 7 日(予定)(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)付をもって締結する信託証書(以下「信託証書」という。)に基づき発行する 2016 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下 II. において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

2 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、無記名式の新株予約権付社債券(以下 II. において「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとし、本新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。

3 本新株予約権付社債券の数

発行する本新株予約権付社債券の数は 8,000 枚とし、各本新株予約権付社債につき 1 枚の本新株予約権付社債券を発行する。なお、最終券面を発行するまで、本新株予約権付社債の総額を表章する大券 1 枚を発行する。また、代替新株予約権付社債券(本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下 II. において同じ。)を発行することがある。

4 本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)

本社債の額面金額の 102.5%

5 本社債に関する事項

(1) 本社債の総額

40,000,000,000 円と代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額との合計額

(2) 各本社債の額面金額

5,000,000 円。なお、上記 3 記載の大券の場合は、当該大券が表章する本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額とする。

(3) 本社債の払込金額

本社債の額面金額の 100%

(4) 本社債の払込期日及び発行日

2006 年 12 月 7 日(ロンドン時間、以下 II. において別段の表示がない限り同じ。)

(5) 本社債の満期償還

2016 年 12 月 7 日(償還期限)に本社債の額面金額の 100%の価額で償還する。

(6) 本社債の繰上償還

(イ) 当社の選択による繰上償還

ご注意:本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行いません。また、本報道発表文によって、米国を含むいかなる地域における証券の募集を行うものでもありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

①クリーンアップ条項による繰上償還

本項の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、繰上償還期日に先立つ 30 日以上 60 日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の 100%の価額で繰上償還することができる。

②税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記 7(1)記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合には、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、繰上償還期日に先立つ 30 日以上 60 日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の 100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の 90 日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該繰上償還期日の 20 日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該繰上償還期日後の当該本社債に関する支払につき下記 7(1)記載の追加額の支払義務を負わず、当該繰上償還期日後の当該本社債に関する支払は、下記 7(1)記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

③当社が組織再編等を行う場合の繰上償還

当社が、組織再編等(以下に定義する。)を行う場合、当社は、本新株予約権付社債の要項に定める一定の条件を満たす場合には、本新株予約権付社債権者に対して、繰上償還期日に先立つ 14 日以上事前の通知をしたうえで、残存本社債(又は本新株予約権付社債権者に提案された同等の経済的利益を与えるスキームについてすべての本新株予約権付社債権者の承認若しくは社債権者集会の特別決議が得られなかった場合には、残存本社債のうち当該承認若しくは特別決議が得られなかった部分)の全部(一部は不可)を、その額面金額に対する下記の割合で表示される価額で繰上償還することができる。

2006 年 12 月 7 日から 2007 年 12 月 6 日まで	109%
2007 年 12 月 7 日から 2008 年 12 月 6 日まで	108%
2008 年 12 月 7 日から 2009 年 12 月 6 日まで	107%
2009 年 12 月 7 日から 2010 年 12 月 6 日まで	106%
2010 年 12 月 7 日から 2011 年 12 月 6 日まで	105%
2011 年 12 月 7 日から 2012 年 12 月 6 日まで	104%
2012 年 12 月 7 日から 2013 年 12 月 6 日まで	103%
2013 年 12 月 7 日から 2014 年 12 月 6 日まで	102%
2014 年 12 月 7 日から 2015 年 12 月 6 日まで	101%
2015 年 12 月 7 日から 2016 年 12 月 6 日まで	100%

「組織再編等」とは、(i)合併(新設合併又は当社が存続会社とならない吸収合併で、当該合併が当社の株主総会で承認された場合をいう。以下Ⅱ.において同じ。)、(ii)資産譲渡(本新株予約権付社債に基づく当社の義務がその条件に従って相手先に移転される当社の財産の全部又はこれと同視しうる財産の売却又は移転で、当該資産譲渡が当社の株主総会で承認された場合をいう。)、(iii)会社分割(本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される当社の新設分割又は吸収分割で、当該会社分割が当社の株主総会で承認された場合をいう。)、(iv)株式交換又は株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転で、当該株式交換又は株式移転が当社の株主総会で承認された場合をいう。以下Ⅱ.において同じ。)、並びに(v)その他の日本法上の会社再編手続きで、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものを総称していうものとする(以下Ⅱ.において同じ。)。なお、上記(i)乃至(iv)については、株主総会決議が不要の場合は、当該行為に関する取締役会決議がなされた場合をいうものとする。

(ロ) 本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、繰上償還期日に先立つ 30 日以上 60 日以内の事前の通知を本新

ご注意:本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行いません。また、本報道発表文によって、米国を含むいかなる地域における証券の募集を行うものでもありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

株予約権付社債券とともに下記 5(10)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託することにより、当社に対して、2012 年 12 月 7 日及び 2014 年 12 月 5 日にその保有する本社債をその額面金額の 100%の価額で繰上償還することを請求することができる。

- (7) 償還の場所
下記 5(10)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人の所定の営業所において支払う。
- (8) 買入消却
当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有し、転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有し、転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。
- (9) 本社債の利率並びに利息支払の方法及び期限
本社債に利息は付さない。
- (10) 本新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人
株式会社三菱東京 UFJ 銀行ロンドン支店（英文名称 The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd., London Branch）（主支払・新株予約権行使請求受付代理人）
- (11) 本社債の担保又は保証
本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。
- (12) 期限の利益の喪失
信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存する本社債の全部について、その額面金額に遅延損害金を付して、直ちに償還しなければならない。

6 本新株予約権に関する事項

- (1) 発行する本新株予約権の総数
8,000 個と代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を 5,000,000 円で除した個数との合計数
- (2) 本社債に付する本新株予約権の数
本社債に付する本新株予約権の数は、本社債の額面金額 5,000,000 円につき 1 個とする。
- (3) 本新株予約権と引換えに払い込む金銭
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
- (4) 本新株予約権の割当日
2006 年 12 月 7 日
- (5) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (イ) 種類
当社普通株式
 - (ロ) 数
本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記 6(6)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
- (6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
 - (イ) 各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
 - (ロ) 転換価額は、当初、当社の代表執行役社長が、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と下記 10 記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約証書の締結直前の東京証券取引所における当社普通株式の終値に 1.25 を乗じた額を下回ってはならない。
 - (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

ご注意:本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行いません。また、本報道発表文によって、米国を含むいかなる地域における証券の募集を行うものでもありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(7) 本新株予約権を行使することができる期間

2006年12月21日から2016年11月22日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①上記5(6)(イ)記載の本社債の繰上償還がなされる場合(上記5(6)(イ)②記載の本社債の繰上償還の場合には、本新株予約権付社債権者が当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債について繰上償還を受けないことを選択しない場合は)、繰上償還期日の3東京営業日(以下に定義する。)前の日まで、②上記5(6)(ロ)記載の本社債の繰上償還がなされる場合は、償還通知が上記5(10)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人の所定の営業所に預託される時まで、③上記5(8)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、当社が本社債を消却する時まで、また④上記5(12)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2016年11月22日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできず、また、当社の組織再編等を行うために必要な場合、それらの効力発生日から14日後の日の前日までに終了する30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。なお、「東京営業日」は、商業銀行及び外国為替市場が東京において営業を行っている日(土曜日、日曜日、東京において祝祭日と定められた日及び銀行が法令によって東京において営業を行わないよう義務付けられ、又は営業を行わないことができる日と定められた日を除く。)をいう。

(8) その他の本新株予約権の行使の条件

(イ) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(ロ) 本新株予約権付社債権者は、2009年12月31日までの間は、ある四半期の最後の取引日(以下に定義する。)に終了する30連続取引日のうちの20取引日以上の上記普通株式の終値が当該四半期の最後の取引日において有効な転換価額の120%(1円未満の端数は切り捨てる。)を超える場合に限り、翌四半期の初日からその末日までの期間、本新株予約権を行使することができる。なお、「取引日」は、東京証券取引所(当社普通株式が東京証券取引所に上場していない場合には、当社普通株式が上場し、相場が形成され、又は取引されるその他の主要な証券取引所又は証券市場をいう。)が営業を行っている日(本新株予約権付社債の要項に定める一定の日を除く。)をいう。

(9) 本新株予約権の行使の効力

上記5(10)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託され、かつ、その他行使請求に必要な条件が満足された日の午後11時59分(ロンドン時間)(日本時間では翌暦日)に、本新株予約権の行使の請求があったものとみなされ、本新株予約権の行使の効力が発生する。

(10) 本新株予約権の行使により発生する単元未満株式の買取

本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、当社は会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(11) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(12) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 当社が組織再編等を行う場合、(i)その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用

ご注意:本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行いません。また、本報道発表文によって、米国を含むいかなる地域における証券の募集を行うものでもありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

を考慮した結果)法律上実行可能であり、(ii)その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、さらに(必要な場合において)受託会社が既に合意しているか又は合意できる場合であり、かつ(iii)その全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等(以下に定義する。)に生じさせることなく実行可能であるときは、当社は、承継会社等をして、本社債の債務者とするための本新株予約権付社債の要項及び信託証書に定める措置及び本新株予約権に代わる新たな新株予約権の交付をさせる最善の努力をしなければならない。「承継会社等」とは、組織再編等(株式交換又は株式移転を除く。)における相手方であって本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社並びに株式交換又は株式移転の場合における当社の親会社となる会社を総称していうものとする。

(ロ) 上記 6(12)(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

①新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

②新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記 6(6)(ハ)と同様な調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等の際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 合併、株式交換及び株式移転を除く組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された社債を出資するものとし、当該社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日又は当該効力発生日よりも後に上記 6(12)(イ)若しくは下記 6(12)(ハ)に定める一定の措置の効力が生じる場合には、当該措置の効力発生日から、上記 6(7)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様な取り扱いを行う。

⑨その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は社債と分離して譲渡できない。

ご注意:本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行いません。また、本報道発表文によって、米国を含むいかなる地域における証券の募集を行うものでもありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(ハ) 当社は、上記 6(12)(イ)に定める事項が、(i) (法律の公的若しくは司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上可能でないか、(ii) その実行のための仕組みが構築されておらず、若しくは構築可能でないか、又は、(必要な場合において)受託会社がこれについて合意していないか、又は (iii) その全体において当社が不合理であると判断する費用若しくは支出(租税負担を含む。)を当社若しくは承継会社等に生じさせることなく実行できないことを受託会社に証明した場合で、(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上及び実務上それが可能である場合には、本新株予約権付社債権者に対し、その保有していた本新株予約権付社債と同等の経済的利益を提供することを企図したスキームの申し出を行い、及び/又は承継会社等をしてかかる申し出を行わせるものとする。なお、当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等に生じさせず、(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上及び実務上可能である場合には、当社は、かかる経済的利益の一部として、上記 6(12)(ロ)に定める新株予約権を承継会社等に交付させる最善の努力をしなければならない。

7 特約

(1) 追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合には、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(2) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社(本新株予約権付社債の要項に定義される。以下同じ。)は、(イ)外債(以下に定義する。)に関する支払、(ロ)外債に関する保証に基づく支払又は(ハ)外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の所持人のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、(a)かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を受託会社の満足する形で本新株予約権付社債にも同時に付す場合又は(b)受託会社はその完全な裁量の下で本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でないかと判断するか、又は本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認されたその他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも同時に付す場合は、この限りでない。

本項において、「外債」とは、期間1年超の社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する証券のうち、(i) 外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建てその額面総額の過半が当社又は当社の主要子会社により若しくは当社又は当社の当該主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ(ii) 日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

8 準拠法

英国法

9 発行場所

連合王国ロンドン市

10 募集方法

Mitsubishi UFJ Securities International plc、Daiwa Securities SMBC Europe Limited 及びその他の幹事引受会社(以下Ⅱ.において「幹事引受会社」と総称する。)の総額買取引受けによる欧州を中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。但し、海外募集における買付けの申込は条件決定日の午後 11 時まで(ロンドン時間。日本時間は条件決定日の翌日の午前 8 時まで)とするので安定操作取引は行われな

11 上場

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

12 本新株予約権に係るカストディアン

Union Bank of California N.A.

13 発行可能株式総数の留保

ご注意:本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行いません。また、本報道発表文によって、米国を含むいかなる地域における証券の募集を行うものでもありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

当社は、未行使の本新株予約権の全部が行使された場合に発行される可能性のある株式数を常時当社の発行可能株式総数から発行済株式(自己株式を除く。)の総数を控除して得た数の中に留保する。

14 幹事引受会社の対価

幹事引受会社に対して引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)と幹事引受会社が当社に払い込む金額である本新株予約権付社債の払込金額の差額を幹事引受会社の対価とする。

15 資金の使途

本新株予約権付社債の新規発行による手取金は、2009年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に係る手取金と合わせて、設備投資及び既存社債の償還資金に充当する予定である。

16 その他

本新株予約権付社債の募集及び発行は、未決定事項の決定並びに日本その他関係諸国における各種の法令に基づく届出及び許認可の取得を条件とする。

以上

(ご参考)

1 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の調達資金は、設備投資及び既存社債の償還資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

本新株予約権付社債はゼロ・クーポンでの発行であり、新たな金利負担による業績への影響はありません。

2 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

株主の皆様への利益還元につきましては、連結業績の進展状況と配当性向及び将来の事業拡大のための内部留保の充実などを総合的に勘案しながら、安定的な配当を継続することを中長期的な基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

上記利益配分に関する基本方針に基づき、安定配当の観点からは1株につき年10円を目安におき、また成長配当の観点からは連結業績ベースで15%以上の配当性向を指標に定め、グループ業績に連動したかたちで可能な限り配当の増額を志向し、株主の皆様からの日頃のご理解とご支援に報いてまいりたく存じます。

(3) 過去3決算期間の配当状況等

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
1株当たり当期純損益	△ 25.50 円	△ 29.37 円	△ 64.50 円
1株当たり配当金 (内1株当たり中間配当金)	10 円 (5 円)	10 円 (5 円)	— (—)
実績配当性向	—	—	—
株主資本利益率	△ 5.9%	△ 6.7%	△ 16.6%
株主資本配当率	2.2%	2.4%	—
1株当たり連結当期純損益	26.48 円	14.11 円	△ 102.29 円

(注) 1. 実績配当性向については、当期純損失のため記載していません。

2. 株主資本利益率は、期首期末平均株主資本に基づいて算出した数値であります。

ご注意:本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行いません。また、本報道発表文によって、米国を含むいかなる地域における証券の募集を行うものでもありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. 株主資本配当率は、年間配当総額を株主資本(期末)で除した数値であります。
4. 1株当たり当期純損益の計算については、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

3 その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

2009年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行による潜在株式数の比率は、転換価額が未定のため算出しておりません。

なお、2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債には転換制限条項が付されており、転換権の行使が制限されております。そのため、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)に基づき、当該新株予約権付社債は「条件付発行可能潜在株式」に該当し、新株予約権の行使の条件が充足されない限り潜在株式に含まれず、会計上希薄化効果が認識されないため、希薄化情報に関する記載は省略しております。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
始 値	1,490 円	1,468 円	1,075 円	1,588 円
高 値	1,708 円	1,644 円	1,521 円	1,825 円
安 値	1,138 円	1,055 円	905 円	1,218 円
終 値	1,488 円	1,084 円	1,502 円	1,746 円
株 価 収 益 率	56.2 倍	76.8 倍	—	—

- (注) 1. 当社は、平成15年8月5日付でコニカ株式会社及びミノルタ株式会社の経営統合により発足致しましたので、平成16年3月期の株価については、平成16年8月5日以降で表示しております。
2. 平成19年3月期の株価については、平成18年11月20日現在で表示しております。
3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益(連結)で除した数値であります。なお、平成18年3月期については、当期純損失のため記載しておりません。
4. 株価は全て東京証券取引所における当社普通株式の株価であります。

(3) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意: 本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行いません。また、本報道発表文によって、米国を含むいかなる地域における証券の募集を行うものでもありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。